

第七回世界教育會議について

今夏八月一日より六日間、東京帝國大學講堂に於て第七回世界教育會議が開催せられます事は皆様も既に御承知の事ご存じます。これに關しましては全國の教育に携はる者は十分な認識ご關心を持つべきご存じます。

この會議の本來の目的は、世界各國の教育者が相集り、互に教育問題を研究して、教育を通じて各國民相互の親善を圖り、誤解を防いで世界平和に貢獻するにあるのであります。今回の世界教育會議には一千人以上の諸外國の教育者が東京に會合するのでありますから私共はこのよい機會に世界各國の教育者に、日本の文化のあらゆる方面を十分に認識せしめ理解を深める様に、その目的達成の爲には充分の援助をなすべきご存じます。

今回の教育會議には十八の部門があります。そして八月一日及び三日には初等教育部、地理教育部、放送教育部、就學前幼稚園部、大學及專門學校部、商業教育部の七部會が開催せられ、八月一日より五日まで四日間は學校衛生部會、八月一日より四日までの三日間には工藝教育部、三日及四日には農業教育部、四日及五日に成人教育部、教員養成部、家庭及學校部四日より七日まで四日間には中等教育部、五日より七日まで三日間は映畫教育部、五日、六日に

は社會協調部、六日七日の兩日には理科教育部、教員會部、ハーマンジ・ルダン委員會が開催せられます。これ等の部會ではそれべく一般論題について發表討議せられること共に、特殊論題について専ら我國の教育情況や研究發表が行はれる筈であります。就學前幼稚園部にては倉橋本會主幹が聯絡委員として、朝原梅一、石原きく、岩村安子、關寛之、及川ふみ、土川五郎、和田實、新庄よしこ（順序不同）諸氏が委員として著々その準備をすゝめられて居ります。

尚ほこの會議には文化事業部があり、我が國の文化を廣く世界各國の教育者に理解させるこゝを目的として、いろいろの展覽會が催されます。就中、八月一日より十日間、東京女子高等師範學校附屬幼稚園、小學校、高等女學校に於て開催せられます。教育展覽會は、専ら我が國教育制度の變遷に關するもの、現代教育施設に關するもの、及び教育方法に關するものを會議の各部會に連絡して陳列し、各國の教育者の眼を通して我國教育事業を十分理解せしむる計劃の施設であります。當附屬幼稚園にては就學前幼稚園教育、家庭教育、成人教育に關する展覽を計劃されてります。

世界教育會議には參加規程があり、參加資格、會費等が規定せられてゐますから申込の上許可なき自由參加は許されません。各地方教育會保育會等の團體から推薦によつて御出席になるのが御便利と存じます。それ等の方々以外個人で參加希望の方は東京一つ橋帝國教育會内世界教育會議事務局に詳細をお問合せになるのがよいと存じます。この會議に參加せられるこ否に拘らずその眞精神を十分御理解になりまして、この會議が十二分の成功を收める様つります。



めらるゝことを希望して曰みません。(記者)

第七回世界教育會議參加規程

第一條 第七回世界教育會議ニ參加スル日本人ハ左ノ資格ノ一ヲ備フルヲ要ス

一、帝國教育會理事監事並評議員

二、帝國教育會又ハソノ會員タル教育會ソノ他ノ教育團體ヨリ本會議ニ對スル代表者トシテ選任セラレ參加會費

ヲ負擔スル者

三、前號ノ教育會又ハ教育團體ノ會員又ハ役職員ニシテ參加會費ヲ負擔スル者

四、前二號以外ノ者ニシテ帝國教育會長ノ承認ヲ經參加會費ヲ負擔スル者

五、本會議ニ關係ノ各種委員

第一條 前條ノ參加資格者ニシテ參加セントスル者ハ昭和十二年五月末日マデニ 第七回世界教育會議日本事務局ニ

ソノ旨申出デ參加希望部會ソノ他所要ノ事項ヲ通告スルモノトス

參加ノ申込定員ヲ超過スル場合ハ前條參加資格者ト雖ソノ參加ヲ謝絶スルコトアルベシ

第三條 參加資格者ニシテ參加會費ヲ負擔スベキ者ハ參加申込ノ際會費金拾圓ヲ拂込ムモノトス

第一條第二號ノ代表者數人アルトキハ一名毎ニソノ會費ヲ負擔スルモノトス

第四條 前條ニ依リ會費ノ拂込ヲ了シタル後ハコレヲ返還セザルモノトス但シ特別ノ事由アリト認ムル場合ハコノ
限りニアラズ

前項但書ノ場合ニ於テ返還スベキ金額ハ返還マデニ要シタル實費ヲ控除シタル殘額ヲ限度トシテ之ガ拂戻ヲナス
モノトス

第五條 參加ヲ承認シタルトキハソノ資格職氏名參加希望部ソノ他所要ノ事項ヲ登錄ス

第六條 前條ニ依リ登録セラレタル者ハ入場徽章竝ニ關係印刷物ソノ他ノ交付ヲ受クルモノトス

第七條 參加者ハ總會ニ出席スルヲ得

第八條 參加者ハ希望部會ニ出席シ當該部會ノ委員長指揮ノ下ニ進行スル會議ニ於テ發言ヲ求メ質疑應答ヲナシ及
ビ討論ニ加ハルコトヲ得又希望部會以外ノ部會ニモ出席スルコトヲ得

第九條 會議ニ於ケル使用國語ハ日本語及英語トス

但シ日本語ニヨル發表者ハ豫メ英語ノ通譯擔當者ヲ選定シソノ旨日本事務局内該當部委員會ニ通告シ置クヲ要ス
第十條 參加者ハソノ研究發表ヲ外國語ノパンフレット等ノ印刷物ニヨリ之ヲナスコトヲ得但シ印刷物ハ昭和十二

年六月末日マデニ日本事務局内該當部委員會ニ提出シソノ委員會ノ承認ヲ經ベシ

第十一條 參加者ハ本會議並會議前後ニ於ケル接待ソノ他ノ特權ヲ享受ス但シ參加外國人ノミニ限ラレタル場合ハ
コノ限りニアラズ